

災害時における物資提供に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）と株式会社環境システムズ（以下「乙」という。）は、災害時におけるトイレトペーパーの提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、安中市において災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が甲に対し、甲が必要とするトイレトペーパーの提供について必要な事項を定め、住民の避難生活の安定を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 この協定に定める協力内容は、原則として、甲が災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合において、甲から物資の提供要請があったとき、乙は協力するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において市内でトイレトペーパーが不足し、入手困難であり、緊急性があると認められるときは、乙が保有するトイレトロールの提供について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとし、必要とする物資の数量、日時、引き渡し場所等について指示するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、速やかに可能な限り甲に協力するものとする。

（運搬）

第5条 物資提供に伴う運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ、甲に運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した費用を負担するものとする。

2 前条に規定する代金及び費用は、災害発生直前時における小売価格等を基準に甲と乙が協議の上決定するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも協定解消の申出がない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年10月27日

群馬県安中市安中一丁目23-13
甲 安中市
市長

群馬県高崎市倉賀野町3250番地7
乙 株式会社 環境システムズ
代表取締役